

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)	(119) 醒井養鱒場管理運営委託(事業報告書の日付)について(意見) 醒井養鱒場の管理運営に関する協定によると、指定管理者は毎事業年度終了後30日以内に事業報告書を作成し、県に提出しなければならないが、従来より、事業報告書の日付は実際に提出した日付ではなく3月31日で日付を記入する運用としているとのことであった。 委託者である県が、適時・適切に指定管理者の事業報告書を検証したことを事後的にも検証できるようにするため、事業報告書の日付について、実際に指定管理者が提出した日とすべきである。	平成29年度の事業報告書からは、実際に提出する日付で提出するよう指示しており、県が、事後にも報告書の適時・適切な検証ができるようにしている。
	(120) 赤野井湾ニゴロブナ・ホンモロコ種苗放流事業委託(実績検証の適切な実施)について(意見) 本業務の実施には、その業務の特殊性から(公財)滋賀県水産振興協会と随意契約を締結している。平成28年度時点において、3年間委託金額が固定されており、随意契約で競争性が働かない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要である。 その検証の記録は残されておらず、実績検証が十分なされていないとは判断できなかった。実績検証を適切に実施すべきである。	当該委託については、委託事業実施状況の把握や実績報告から必要な金額において、委託を実施してきたところであるが、平成29年度事業の実績検証については、実績の内訳を提出させ、委託金額に対する妥当性を確認し、これらに基づき平成30年度の契約金額について精査した。 平成30年度事業においても、適切に実績検証を実施し、これらに基づき令和元年度の契約金額について精査している。

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	(121) 水産業の担い手育成事業委託（委託の効果の検証）について（意見） 本業務はパンフレットの作成や催事の開催を通じて、水産業の若手従事者のスキル向上や人材の育成を図ることが目的であるため、本事業を実施したことによる事業の効果が最も重要な情報であるが、県は事業の効果について報告を受けていない。 仮に現在の事業内容で十分な効果を得ることができない場合、事業内容の見直しを含めより効果的な方法を検討することが必要であるため、県は事業報告において事業の効果を委託先に報告するよう指導し、その検証を実施すべきである。	平成29年度の事業報告からは、実施効果に関する報告を行うよう委託先に指導し、その効果について検証を行うよう見直しを行い、報告を受けた事業効果を基に、平成30年度の事業内容を検討した。 平成30年度の事業報告においても、事業の効果の報告を求め、効果の検証を行うとともに報告を受けた事業効果を基に、令和元年度の事業内容を検討している。
	(122) 水産業の担い手育成事業委託（実績内訳を入手したうえでの実績検証）について（意見） 委託先から実績報告により支出経費の実績額の報告を受領しているが、内訳が積算時の経費内訳と乖離している。また、実績報告では各費目の単価等の情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とすることができない。 随意契約で競争性が働かない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要であるので、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうよう努めたうえで、実績検証を行うべきである。	平成29年度の実績報告からは、活動内容とともに実績の内訳を委託先に提出させ、実績検証を行い、平成30年度の事業費算定の参考とした。 平成30年度の実績報告においても、実績の内訳を委託先に提出させ、実績検証を行い、令和元年度の事業費算定の参考としている。
	(123) 外来魚駆除フォローアップ事業委託（実績内訳を入手したうえでの実績検証）について（意見） 委託先から実績報告により費用の実績額の報告を受けているものの、各費目の詳細な情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とすることができない。 随意契約で競争性が働かない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要であるので、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうよう努めたうえで、実績検証を行うべきである。	平成29年度の実績報告において、実施内容とともに実績の内訳を委託先に提出させ、これらをもとに実績検証を行い、平成30年度の事業費算定の参考とした。 平成30年度の実績報告においても、実施内容とともに実績の内訳を委託先に提出させ実績検証を行った。 なお、本事業については、外来魚対策事業の見直しに伴い、平成30年度をもって廃止した。

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	(124) 外来魚産卵期集中捕獲事業委託（実績内訳を入手したうえでの実績検証）について（意見） 委託先から実績報告により費用の実績額の報告を受けているものの、各費目の詳細な情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とすることができない。 随意契約で競争性が働かない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要であるので、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうよう努めたうえで、実績検証を行うべきである。	平成29年度の実績報告において、実施内容とともに実績の内訳を委託先に提出させ、これらをもとに実績検証を行い、平成30年度の事業費算定の参考とした。 平成30年度の実績報告においても、実施内容とともに実績の内訳を委託先に提出させ実績検証を行った。 なお、本事業については、外来魚対策事業の見直しに伴い、平成30年度をもって廃止した。
	(125) カワウ銃器捕獲請負業務委託（実績内訳を入手したうえでの実績検証）について（意見） 委託先から実績報告により費用の実績額の報告を受けているものの、各費目の詳細な情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とすることができない。 随意契約で競争性が働かない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要であるので、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうよう努めたうえで、実績検証を行うべきである。	平成29年度の実績報告において、実績の内訳や出役状況表等の提出を求め、これらと実績結果をもとに実績検証を行い、平成30年度の事業費算定の参考とした。 平成30年度の実績報告においても、実績の内訳等を委託先に提出させ、実績検証を行い、令和元年度の事業費算定の参考としている。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農業技術振興センター

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
委託契約に関する 財務事務の執行に ついて（個別監査 結果）	(126) 種子低温貯蔵庫保守点検業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見） 特殊な機器を扱う業務ではあるが、業務の標準的な単価を設定しておらず、また実績作業日数の把握はしているが、実績作業時間の検証までは実施していなかった。 契約金額の妥当性を検証することは必要であると考えられるため、標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検討していくべきである。	平成 29 年度の実績報告において、実績作業時間等を把握した。 平成 30 年度以降の契約締結にあたっては詳細な内訳のわかる見積書を徴取するとともに、実績報告において実績作業時間等を把握・検証することにより適切な業務委託に努めている。
	(127) 気象観測装置点検作業業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見） 特殊な機器を扱う業務ではあるが、業務の標準的な単価を設定しておらず、また実績作業日数の把握はしているが、実績作業時間の検証までは実施していなかった。 実績検証は契約金額の妥当性や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要であるため、実績検証を適切に実施すべきである。	平成 29 年度の実績報告において、実績作業時間等を把握した。 平成 30 年度以降の契約締結にあたっては詳細な内訳のわかる見積書を徴取するとともに、実績報告において実績作業時間等を把握・検証することにより適切な業務委託に努めている。

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
委託契約に関する 財務事務の執行に ついて（個別監査 結果）	(128) 環境保全型複合温室自動制御設備点検業務委託（実績 検証の適切な実施および契約の相手方や契約方法の検討）に ついて（意見） 特殊な機器を扱う業務ではあるが、業務の標準的な単価を 設定しておらず、また実績作業日数の把握はしているが、実 績作業時間の検証までは実施していなかった。 実績検証は契約金額の妥当性や次年度以降の同様の業務の 適切な積算の観点から重要であるため、実績検証を適切に実施 すべきである。また、本業務にかかる設備は相当程度劣化して おり、現有設備の保守継続をする場合と新たな設備を導入した 場合の費用の比較検討を実施すべきである。そして、新たな設 備を導入する場合はライフサイクルコストを勘案して契約方 法を検討すべきである。	平成 29 年度の実績報告において、実績作業時間等を把握した。 平成 30 年度以降の契約締結にあたっては詳細な内訳のわかる見積書を徴取 するとともに、実績報告において実績作業時間等を把握・検証することにより 適切な業務委託に努めている。 また、当センターでは、毎年度、予算編成時に、センター全体の老朽化した 諸設備・備品の更新について、その重要性、緊急性を勘案し検討している。今 後も、当該設備の更新について、ご指摘を踏まえ検討したい。
	(129) 機械警備業務委託（契約の相手方や契約方法の検討） について（意見） 導入段階では一般競争入札等により業者を決定していたと しても、導入後の警備業務で随意契約を結んでいる状況では契 約期間全体として競争性が働かず、業者が過度な利益を確保す るおそれがある。 長期的な委託料削減の観点から、契約期間全体を勘案して契 約の相手方や契約方法を検討すべきである。	平成 28 年度から長期継続契約を行っており、引き続き適切な契約事務に努め る。 なお、他の業者から警備機器を新規に設置する場合の見積書を徴取したが、 長期的な委託料削減の見込みは得られなかった。